



第3子以降のお子さんがある家庭を応援！多子世帯の子育てを支援します

わくわくハッピー入園・入学祝い金を支給します

内 容	第3子以降のお子さんが、令和3年度に新規で保育園や認定こども園・幼稚園などに入園または小・中学校などに入学する際に支給します。
対 象 (右記の全てに 該当する人)	①第3子以降のお子さんのほかに、すでに2人以上のお子さんを養育している、または養育していたこと ②令和3年4月1日現在で市内に住所を有すること ③市税などの滞納がないこと ※その他要件あり
支 給 額	対象のお子さん1人につき3万円
申請期間	①保育園・認定こども園などの場合…新規に入園してから 4か月以内 ②幼稚園・小学校・中学校の場合… 7月30日(金)まで ※やむを得ない事情があるときは、ご連絡ください。
申請方法	申請書を子育て支援課(市役所1階)に直接提出(必要書類があります)。 ※詳しくは、市ホームページなどをご覧ください。

○問合せ 子育て支援課 ☎23-2129

令和3年度～令和5年度 介護保険料(65歳以上の人)のお知らせ

介護保険料(65歳以上の人)は、3年ごとに見直されますが、今回は保険料の改定はありません。所得段階(第7段階～第9段階)の合計所得金額(下線部)のみ改定となります。

介護保険料の決まり方(65歳以上の人)

①基準額を決めます。

$$\text{基準額} = \frac{\text{市の介護給付に係る費用} \times \text{高齢者(65歳以上)の負担率(23\%)}}{\text{市内の高齢者(65歳以上)の人数}}$$

②基準額に所得などに応じた割合を乗じて、段階的に決まります(下表をご覧ください)。

【65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料 基準額68,700円(年額)]

所得段階	保険料年額	対象者	基準額に対する割合	
第1段階	※ 34,300円 (20,600円)	・生活保護被保護者の人 ・世帯全員が市民税非課税の人 (老齢福祉年金受給者などおよび本人年金収入など80万円以下)	基準額 × 0.50 ※ (0.3)	
第2段階	※ 51,500円 (34,300円)	世帯全員が市民税非課税の人 (前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以上120万円以下)	基準額 × 0.75 ※ (0.5)	
第3段階	※ 51,500円 (48,000円)	世帯全員が市民税非課税の人 (第1段階および第2段階に該当しない人)	基準額 × 0.75 ※ (0.7)	
第4段階	61,800円	世帯に市民税が課税されている人がいるが、本人は市民税非課税の人 (前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人)	基準額 × 0.90	
第5段階	68,700円	世帯に市民税が課税されている人がいるが、本人は市民税非課税の人 (第4段階に該当しない人)	基準額 × 1.00	
第6段階	82,400円	本人が 市民税 課税の人	前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 × 1.20
第7段階	89,300円		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 × 1.30
第8段階	103,000円		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 × 1.50
第9段階	116,700円		前年の合計所得金額が320万円以上800万円未満の人	基準額 × 1.70
第10段階	130,500円		前年の合計所得金額が800万円以上の人	基準額 × 1.90

※第1段階から第3段階は、公費投入により保険料額が軽減されます。()が軽減後の保険料額と負担割合となります。

○問合せ 高齢福祉課 ☎22-0080

明るい街並み（防犯灯 LED 化）推進事業補助金について

防犯灯の LED 化（新規設置・交換を含む）に対する補助制度「明るい街並み（防犯灯 LED 化）推進事業補助金」は、新規設置・交換だけでなく、落雷などにより既存の LED 防犯灯が故障した場合も補助対象（基本補助のみ）になります。

また、基本補助の交付については、概算払いができます。

なお、防犯灯の LED 化は、CO₂ 排出量の削減や電気料金の軽減などにより、自治会などの経費削減につながりますので、LED 化がお済みでない自治会などは、ぜひお申し込みください。

■ 補助内容

(1) 防犯灯を LED 化した場合（新規・交換含む） または、落雷などにより故障した場合	(2) 自治会などがコミュニティ活動をした場合
自治会などが設置・管理している防犯灯は、申請により設置費用の 3/4 を基本補助	設置費用の 1/4 を追加補助
(1) と (2) を組み合わせると、 防犯灯の LED 化に要する費用を原則『全額補助』	自治会などのコミュニティ活動例 (①・②両方を実施)
	①【必須】(年 1 回以上) 「総会・定例会・新年会・花見会・忘年会」などの集まり ②【選択】A～Cのいずれか 1 つ以上を実施 A：社会貢献活動 (地域の草刈り、ゴミ拾い、海岸清掃、花壇設置など) B：防災・減災活動(防災訓練への参加など) C：その他の活動(地域の高齢者活動支援など)

※概算払いの対象となるのは、基本補助のみです。
また、同一の申請者に対し、同一年度中に概算払いで交付できる額は 10 万円を上限とします。

※補助の対象となるのは、付近の防犯灯・その他の照明設備からおおむね直線で 30m の距離があるものです。

※補助金を受けるには、工事着工前に申請が必要です。

※申請書は財政課窓口（市役所 3 階）で配布または市ホームページからダウンロードできます。

○申込み・問合せ 財政課 ☎23-2113

住宅取得・リフォーム補助に関する制度の見直しについて

これまでの住まいに関する補助制度*が、令和 3 年度から「たかはぎ住マイル支援補助制度」として生まれ変わります。詳しくは、市報 5 月号にてご案内します。

※「三世代同居等多子世帯住宅取得補助制度」「住宅リフォーム資金助成制度」「定住移住マッチング助成制度」

○問合せ 地方創生課 ☎23-2127

ニセ電話詐欺にご注意ください！

現在、年金機構などの職員を装い、「還付金があるので口座を教えてください」と電話をかけ、口座情報を聞きだした上で、後日、警察官を装った犯人が自宅を訪れ、「年金機構などの職員を騙り、還付金があると電話をかけてきたのは詐欺である」「口座が不正に利用されている」と言って、キャッシュカードをすり替えて盗む『キャッシュカード詐欺盗』が発生しています。

このような不審な電話があっても、むやみに信用せず、暗証番号を教えたり、キャッシュカードを渡したりしないでください。

被害防止キーワード

- ・「キャッシュカードを預かる・確認する・交換する」は全て詐欺！
警察官や金融機関職員、市町村職員がキャッシュカードを取りに来ることは絶対にありません。
- ・「プリペイドカード型電子マネーで料金払え」は全て詐欺！
不審なメールやはがきに記載の電話番号に電話しない。
- ・「『携帯電話番号が変わった』などと電話し、お金を要求する息子や孫」は全て詐欺！
会社関係者や弁護士が現金を取りに来ることは絶対ありません。

被害防止対策

留守番電話設定や防犯機能付き電話、自動通話録音機を活用してください！

○問合せ 高萩警察署 ☎24-0110